

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約に関する協議書

石狩市長、厚田村長及び浜益村長（以下「関係市村の長」という。）は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する関係市村の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第1 協議して定める事項

- 1 規約第6条第1項（会長）
- 2 規約第7条第2項（会長の職務の代理）
- 3 規約第8条第2項に規定する委員について（委員）
- 4 規約第13条第2項及び第3項（事務局）
- 5 規約第14条（経費の負担）
- 6 規約第15条第1項（監査）

第2 協議して定めた事項

- 1 規約第6条第1項に規定する会長について
会長は、石狩市長をもって充てる。
- 2 規約第7条第2項に規定する会長の職務の代理について
会長の職務を代理する者の順位は、厚田村長、浜益村長の順とする。
- 3 規約第8条第2項に規定する委員について
規約第8条第2項に規定する委員は、関係市村の長が別に協議して定める。
- 4 規約第13条第2項及び第3項に規定する事務局について
事務局の職員、組織及び運営に関し必要な事項について、次のとおり定める。

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局規程（別紙）

- 5 規約第14条に規定する協議会に要する経費の負担について

協議会に要する経費の負担方法は、関係市村が均等に負担する。

6 規約第15条第1項に規定する監査について

監査を行う者は、厚田村及び浜益村の監査委員各1人とする。

第3 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、関係市村の長が協議して定めるものとする。

第5 協議の発効

この協議は、平成15年1月1日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、関係市村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成14年12月25日

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市

石狩市長 田岡克介

厚田村大字厚田村18番地

厚田村

厚田村長 牧野健一

浜益村大字浜益村2番地3

浜益村

浜益村長 木村康美